

指定自動車整備事業者の行政処分について

・・・ 2

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

中部自動車販売株式会社

代表取締役 権田 高広

東京都東村山市美住町1丁目15番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

中部自動車販売株式会社

東京都東村山市美住町1丁目15番地

認証番号 第1-8627号

指定番号 東指第1-1248号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和8年7月3日 から

令和8年8月1日 まで 30日間

4. 処分の理由

道路運送車両法94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の3第1項の規定違反

令和8年6月15日

関東運輸局長 藤田 礼子